

「NASVA交通事故被害者ホットライン」の開設

自動車損害賠償保障制度における自動車事故による被害者救済対策及び自動車事故の発生防止対策のあり方について検討を行った「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、平成18年6月にとりまとめられた報告書の中で、「被害者や家族が相談窓口や必要な情報入手先...が認知されるようにすべきである。」と提言され、被害者等に対する情報提供の一層の充実が求められている。

このような中、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）では、自動車事故被害でお困りの被害者等に対する支援の充実・強化を図るため、平成19年10月1日から電話による総合的な相談窓口「NASVA交通事故被害者ホットライン」(以下「ホットライン」という。)を開設した。

NASVAでは、ホットラインへの問い合わせ状況を踏まえ、被害者等への情報提供の更なる充実を図っていくこととしている。

1. ホットラインの役割

全国各地において、自動車事故被害に遭われ、法律、金銭、介護など、自動車事故に起因する悩み事について、どこに相談すればよいか、お困りの方に対し、相談内容に応じて地方公共団体をはじめとする各種相談機関の窓口の紹介。

NASVAの業務として行っている交通遺児等への貸付（無利子）、介護料の支給等の経済的支援、精神的支援及び療護センター等についての案内。

2. ホットラインへの問い合わせ状況

平成19年10月から20年3月末日までの問い合わせの実績は1,126件である。

なお、問い合わせ内容等の概要は次のとおり。

